

〈論 説〉

現代ドイツ会計における「意思決定」概念の制度性 —— 「付すべき時価」の導入をめぐる ——

石 川 祐 二

目 次

- I はじめに — 問題提起 —
- II 「Fair-Value 指令」の記述と「貸借対照表法改革法」の規定
- III 付すべき時価と「意思決定」概念との関連性
- IV 会計システム間の調整をめぐる制度上の問題
- V おわりに — 現代ドイツ会計における「意思決定」概念の制度性 —

I はじめに—問題提起—

ドイツ連邦共和国（以下、ドイツと略す）において、「意思決定」の概念が会計制度上の事柄として一定の役割を果たしていることは、すでに明らかにされている。とりわけ、1982年に著された鈴木義夫の著書『意思決定会計論¹⁾』によれば、たとえば以下のことが示されている。すなわち、「意思決定」が新たな減価償却論を展開するための論理的な用具として利用されていること、また、リースのような未決取引についての引当金設定の正当化を図るための論理展開に関わること、さらには、未来指向的な考え方のもとの利益概念の展開に関わって分配可能額の制限や課税の問題に結びつくことなどである。これらの事柄に関わって、「意思決定会計論」およびその中心的な概念としての「意思決定」が、特に「利益」に代表される会計数値、およびそれに基づく「税」、「配当」の金額（とりわけその縮小化）を合理付

け、それらに対する社会的な合意形成に資するという、制度的な役割を果たすものであることが明らかにされている。そして、このような制度性が財務会計の管理会計化ないしは財務会計と管理会計の統合化に関わる学説の本質を示していることも、明らかにされているのである²⁾。

このように、1980 年代において明らかにされたドイツ会計上の「意思決定」概念の制度性は、つぎのようにまとめられる。すなわち、「意思決定」概念を媒介とした内部会計（管理会計）情報の外部会計（財務会計）報告への転用により外部の報告利用者の意思決定が向上するという論理をもって、リースのように当時新たに登場した項目を含む外部会計情報（特に利益）、およびそれに基づいて算定される税・配当に関わる社会的合意形成が図られていたということである。換言すれば、外部会計情報の合理化は、その情報が「有用性」のある内部会計情報と結びついているという論理によって図られており、その結びつきを構成するものが「意思決定」概念であるがゆえに、その概念には制度性が見出されるのである。しかしながら、1990 年代後半から 2000 年初頭にかけてドイツ会計制度に関わる法律規定の改正が相次いで行われており³⁾、現代においては 1980 年代当時とは異なる制度状況にある。とりわけ、会計情報に関わる「監査」の体制を強化することが意図されており、その内容には企業内部の監視システムに関わる監査や国家による強制的な統制手続も含まれているのである⁴⁾。とすれば、上記のような 1980 年代と比して、「意思決定」概念の制度性にも何らかの変化が生じている可能性がある。そこで本稿では、現代の制度状況下での「意思決定」概念の制度性について、検討を試みることにしたい。すなわち、現代においては「意思決定」概念がドイツ会計制度上どのような新たな側面において立ち現れるのか、ということの確認を試みるということである。

ただし、ここではその制度状況の全てを包括的に取り扱うことは困難である。そこで、上記の問題に取り組むにあたり、とりわけ、2004 年に施行された「国際的会計諸基準導入と決算監査の質の確保に関する法律（略称：「貸借対照表法改革法」）⁵⁾（Gesetz zur Einführung internationaler

Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzreformgesetz - BilReG)；以下、BilReGと呼ぶ)を取り上げることにはしたい。その中でも特に、新たに設けられた「付すべき時価」(beizulegender Zeitwert)という評価概念 — 後述するが「Fair Value (公正価値)」という評価概念のドイツ国内への転換と考えられる — に関わる規定に着目し、その評価概念との関連で「意思決定」の概念が制度的に立ち現れる様相を示したいと考える。

II 「Fair-Value 指令」の記述と「貸借対照表法改革法」の規定

前述の問題を考察するに当たって、まずは、制度的基盤としての BilReG の規定を確認しておきたい。BilReG の制定目的の一つは、「ヨーロッパ連合」(Europäischen Union)において公表された「Fair-Value 指令⁶⁾」(Fair-Value-Richtlinie)をドイツ国内へ転換することである⁷⁾。ここでは、その指令の内容のポイントを取り上げることで、ドイツにおける「付すべき時価」という評価概念と「Fair Value」という評価概念との関係性を明らかにする。そのうえで、BilReG における「付すべき時価」に関する規定を提示し、その内容を確認する。

(1) 「Fair-Value 指令」の記述—Fair Value と付すべき時価—

Fair-Value 指令においては、その公表にあたって、指令の規定に関わる理由が示されている。とりわけ、下に示した部分において、Fair Value と付すべき時価との関係性を確認することができる。

「(7) 会計報告基準の決定に関する国際的に主要な組織は、歴史的な原価による金融商品の評価から離れ、付すべき時価 (“Fair Value”) を基礎とした会計報告を支持している。」

この記述から明らかのように、ドイツにおいては、指令公表の段階から「Fair Value」という用語に対して「付すべき時価」(beizulegender Zeitwert) という用語が当てられていることが看取できる。このことから、Fair Value をドイツ的に表現したものが付すべき時価である、という関係を見いだすことができるのである。

そして、このような関係のもと、Fair-Value 指令をドイツの法律 — BilReG — に転換する際にも、「付すべき時価」という表現が用いられることになる。その具体的な法律規定は、次節で詳述することにしよう。

(2) 「貸借対照表法改革法」の規定

「付すべき時価」の記述については、企業外部へ報告される「年度決算書」(Jahresabschluss) の一部を構成する「附属説明書」(Anhang) に関わる規定の中に見ることができる。すなわち、個別企業の附属説明書については商法典第 285 条第 1 文第 18 号および第 19 号、第 2 文乃至第 6 文において、また、「コンツェルン附属説明書」(Konzernanhang) については商法典第 314 条第 1 項第 10 号および第 11 号において、付すべき時価に関わる規定がなされている。以下、その条文を示しておく⁸⁾。

「18. 派生的金融商品のすべての範疇に関して

- a) 金融商品の種類及び範囲
- b) 適用された評価方法並びに場合によっては存在する簿価及び当該簿価が把握される貸借対照表項目の記載の下部に、第 3 文乃至第 5 文に基づいて確実に算定できる場合に限り、当該金融商品の付すべき時価

19. 第 253 条第 2 項第 3 文に基づく計画外減額記入が中止される事由から、付すべき時価を超えて表示される財務固定資産 (第 266 条第 2 項 A. III.) に属する金融商品に関して

- a) 個々の財産対象物又は相当なるグループ別の簿価及び付すべき

時価，並びに

b) 価値低下が継続しない見通しであることを示唆する手掛かりを含む，第 253 条第 2 項第 3 文に基づく減額記入の中止に係る理由購入，売却又は自己の利用に関して見込まれる需要にヘッジをかける目的で契約が締結されるのでなければ，契約当事者各人が現金又は他の金融商品によって弁済する権利を有する，商品の購入又は売却に係る契約もまた，第 1 文第 18 号にいう派生的金融商品とみなされる。但し，この目的の遂行が当初から存在し，依然として存在し続け，且つ，契約が商品の引渡しを以て履行されたときとみなされる場合に限る。第 1 文第 18 号 a 及び第 19 号にいう付すべき時価は，市場価値が直ちに確実に検証可能である場合に限り，市場価値に合致する。この場合に該当しないときは，付すべき時価は，可能な限り，金融商品の個々の構成要素の市場価値から又は等価値の金融商品の市場価値から導出されなければならない。他の場合には，一般に認められた評価モデル及び方法を用いて決定されなければならない。但し，それが，市場価値への相当なる接近を保証する場合に限る。一般に認められた評価のモデル及び方法の適用に際しては，付すべき時価の決定の都度その根底に据えられた，前提をなす仮定が，記載されなければならない。付すべき時価を決定することができないときは，その理由が記載されなければならない。」（商法典第 285 条第 1 文第 18 号および第 19 号、第 2 文乃至第 6 文）

「10. 第 285 条第 2 文が適用されなければならない，派生的金融商品のすべての範疇に関して

a) 金融商品の種類及び範囲

b) 適用された評価方法並びに場合によっては存在する簿価及び当該簿価が把握される貸借対照表項目の記載の下部に，第 285 条第 3 文乃至第 6 文に基づいて確実に算定できる場合に限り，当該金融商

品の付すべき時価

c) 税務助言行為

d) 親企業又は子企業のために提供された、その他の行為

11. 第 253 条第 2 項第 3 文に基づく計画外減額記入が中止される事由により、第 285 条第 1 文第 19 号に基づいて付すべき時価を超えて表示される、第 285 条第 2 文乃至第 6 文が準用されなければならない、財務固定資産（第 266 条第 2 項 A.Ⅲ.）に属する金融商品に関して

a) 個々の財産対象物又は相当なるグループ別の簿価及び付すべき時価、並びに

b) 価値低下が継続しない見通しであることを示唆する手掛かりを含む、第 253 条第 2 項第 3 文に基づく減額記入の中止に係る理由]

（商法典第 314 条第 1 項第 10 号および第 11 号）

上記の各規定は、(コンツェルン) 附属説明書において、金融商品の中でも特に「派生的金融商品」(derivative Finanzinstrumente) に関する事項の記載を求めたものである。具体的には、企業が所有する派生的金融商品に関して、その種類と範囲を記載すること、さらには、「付すべき時価」を記載することが規定されている。このように派生的金融商品に関して付すべき時価による評価を求めることは、前述の Fair-Value 指令の記載内容に合致するものである。

さらに、上記の条文においては、「付すべき時価」の内容についても規定されている。すなわち、付すべき時価という場合、それは第一に、「市場価値」(Marktwert) を意味するものと考えられている。しかしその市場価値が確定できない場合には、第二段階として、金融商品の個々の構成要素の市場価値又は等価の金融商品の市場価値から導出をすることになる。それでも価値が確定できない場合には、第三段階として、「一般に認められた評価モデル及び評価方法」(allgemein anerkannte Bewertungsmodelle und -methoden) をもって決定されなければならないというのである。なお、そ

のような評価モデルおよび評価方法を用いた場合には、その算定のための前提をなす仮定についても記載することが求められている。このようにして、「付すべき時価」という三段階からなる新たな評価概念が、ドイツ会計制度に導入されたのである。

ここで、このような評価概念において特に注意が必要なのは、その第三段階における評価である。というのも、一般に認められた評価モデル及び評価方法に関し、その算定には「前提をなす仮定」が必要となるからである。このことは — 詳しくは後述するが — 、将来的な事項に関する予測ないしは見積りが必要になることを意味しているのである。すなわち、外部への会計報告における金融商品の評価には、見積りの要素が含まれうるということである。このような評価の在り方は、従来のドイツ商法典⁹⁾においては見受けられなかったものであり、その点できわめて現代的な事柄と考えることができる。

ところで、こうした評価概念は、上述の「Fair-Value 指令」の記述にもあるように、「会計報告基準の決定に関する国際的に主要な組織」の影響を受けたものである。ここで、そうした基準とは、「アメリカ合衆国における一般に認められた会計原則」(US-Generally Accepted Accounting Principles；以下、US-GAAP と略す)、ならびに、「国際会計基準／国際財務報告基準」(International Accounting Standards / International Financial Reporting Standards；以下、IAS/IFRS と略す)を意味するものであるといえる。というのも、たとえば付すべき時価 (Fair Value) に関する問題を扱った Ernst Troßmann と Alexander Baumeister の共著論文¹⁰⁾にもあるように、US-GAAP および IAS/IFRS の Fair Value に関する基準は三つの段階を有するものであり、ドイツの「付すべき時価」の規定がその影響下で規定されたと考えられているからである（なお、彼らは Fair Value について、「付すべき時価としての Fair Value¹¹⁾」という表現を用いて両概念の関係を端的に示している。したがって、彼らの所説において Fair Value という場合、それは「付すべき時価」と同義で用いられていると考えられる）。

そして、そのような国際的な諸基準の影響を受けているということが、現代ドイツ会計における「意思決定」概念の制度性の考察に関連することになる。そのことについては、上で挙げた Troßmann / Baumeister の所説を見ることで、明確になると考えられる。そこで以下では、彼らの所説をもとに考察を進めることにしたい。

Ⅲ 付すべき時価と「意思決定」概念との関連性

上述のようなドイツ会計制度上の新展開を受け、Troßmann / Baumeister は、付すべき時価に関わる問題として、「内部会計システム」(internes Rechnungswesen) と「外部会計システム」(externes Rechnungswesen) との間の調整を取り上げている。その際、調整の鍵として浮かび上がるのが「意思決定」概念である¹²⁾。ここでは、まず、「付すべき時価」が「会計システム間の調整」という問題をめぐって、「意思決定」概念とどのような関係にあると考えられているのかを明らかにする。

彼らは、付すべき時価という評価概念が US-GAAP と IAS/IFRS の影響下にあることを受け、それら国際的諸基準の会計報告に対する中心的要求が「意思決定有用性」(decision usefulness)にあるということに着目している。そして、これらの原則ないしは基準にいうところの意思決定有用性は、つぎのことを意味しているという。すなわち、会計報告(会計情報)の受け手にとって、報告された情報が「意思決定適合性」(Entscheidungsrelevanz)と「信頼性」(Zuverlässigkeit)とを備えているということである。「意思決定目的」(Entscheidungszwecke)を達成するための、情報に対するこのような質的要求は、従来のドイツ商法典においては見られなかったものであり、むしろ、企業における計画目的と制御目的を有した「内部会計システム」の中心的な概念であったという。しかし現代ドイツにおいては、「付すべき時価」の導入に代表されるように外部会計報告の国際化に進展が見られることから、「意思決定」概念を通じて内部及び外部の会計システムが有する目的

の方向付けは接近・類似しているとされる。そしてこの類似性は、一般的に、外部会計システムと内部会計システムとの調整に関する状況証拠とみなされているというのである¹³⁾。

要約すれば、「意思決定」への役立ちを中心的な目的として位置づけた国際的な外部会計報告の影響のもとで「付すべき時価」が導入され、そのことによって内部会計システムにおける「意思決定」目的との類似性が強まったとされ、「会計システム間調整」の可能性があるものと説明されているのである。こうした「会計システム間調整」の可能性に関わる議論のなかで、「意思決定」概念と「付すべき時価」との関連性が明確化されている。別言すれば、現代ドイツ会計の国際化の一環として、従来の商法典には見られなかった「付すべき時価」による評価を外部会計報告に導入するにあたり、その合理化に関わって「意思決定」概念が持ち出されているのである。しかもその際、外部会計システムと内部会計システムとの調整という問題に関わって、その連結環として——結びつきを構成する論理的用具として——「意思決定」概念が取り上げられている（詳しくは後述するが、この会計システム間の調整もドイツ会計制度上の問題と考えることができる）。このように、「付すべき時価」と関連づけられる形で、「意思決定」概念が現代的な会計制度上の問題——外部会計報告への新評価概念の導入をめぐるシステム間調整の可能性——に関わる事柄として取り上げられているのである。

Ⅳ 会計システム間の調整をめぐる制度上の問題

前述のように、「意思決定」概念は、「付すべき時価」をドイツの法律に導入するという制度的な事項との関わりにおいて、「会計システム間の調整」の連結環としての位置づけを与えられている。そこで、付すべき時価にかかわる会計システム間調整の議論に検討を加えることで、「意思決定」概念の現代的な制度上の在り方、およびその問題点について明らかにしよう。

(1) 会計システム間調整の利点と会計制度との関連性

Troßmann / Baumeister は、個別的な会計項目にかかわらず一般的に、「会計システム間調整」によって利点が生じることを説明している。その利点を見ることによって、会計システム間の調整の問題（およびその連結環としての「意思決定」概念）が、どのような点で会計制度に関わっているのかを確認することができる。利点の具体的内容は以下のとおりである¹⁴⁾。

「—データ収集と保護のための支出を小さくできること。

—組織上の権限の分割が不要になること。

—従来は分割されていた会計システム体系の諸原則が結合されること。

—企業内部の指揮管理上の意思決定に関わるデータの基礎についての客観性が、傾向的に高まること。なぜならば、その根底にある数値の基盤が、法的な要求も満たさなければならないからであり、また、決算監査における外部的統制の対象にもなるからである。

—それと同時に、外部の情報の受け手による情報要求の充足にとって、情報提供上強化された意思決定指向性が有利なものと思なされること。たとえば、財務会計基準（アメリカの財務会計基準のこと—石川注）第131号にしたがったセグメント報告において、これまでは内部会計システムにおいてのみ利用されていた情報の利用、ないしは使用価値 (value in use) の利用がなされており、このことがその証拠となる。」

以上の利点については、それと現代ドイツ会計制度との関わりを看取することができる。すなわち、単に個別企業内部の事項（たとえばデータ収集と保護に関わる支出の削減など）のみならず、一国の社会的な仕組みとの関わりが明確化されているといえるのである。具体的には、企業内部の指揮管理の意思決定に関わるデータの基礎の「客観性」が傾向的に高まるという利点に関わって、その根底にある数値の基盤が「法」および「決算監査」といった制度装置に関連すると考えられていることが挙げられる。また、企業外部

の情報の受け手との関連（すなわち外部向けの会計報告という制度装置の関連）から、内部的情報を外部へ伝達することが「意思決定指向性」を補強し、外部的な情報要求を満たすと指摘されていることが挙げられる。このように、会計システム間の調整という問題は、法令（およびその遵守）、決算監査を通じた外部的統制、外部会計報告に関する意思決定指向的な情報要求の充足といった、会計制度上の事柄と結びつくものと考えられているのである。

ここで、会計システム間の調整が「意思決定」概念を論理的用具とすることによって想定されていることからすれば、上記の利点と会計制度との関連性は「意思決定」概念の存在なくしては構成され得ないといえる。そのことから、「意思決定」概念の制度性の描出は、「内部会計システム」との関連性を含んだうえで、「法」・「決算監査」およびそれと密接に結びつく「外部向け会計報告」といった制度的装置間の関係性のなかで行うものと考えられる。その際、意思決定上有用な内部的情報を外部に伝達することでその会計情報の合理化を図るという論理的関係性のみならず、「法」と「決算監査」との関係も含めて考えられていることに注意が必要である。そして、このような関係性から捉えるのであれば、「意思決定」概念は、上記「利点」の獲得を目指した社会的仕組みにおける中心的な論理的用具と考えられるのである。

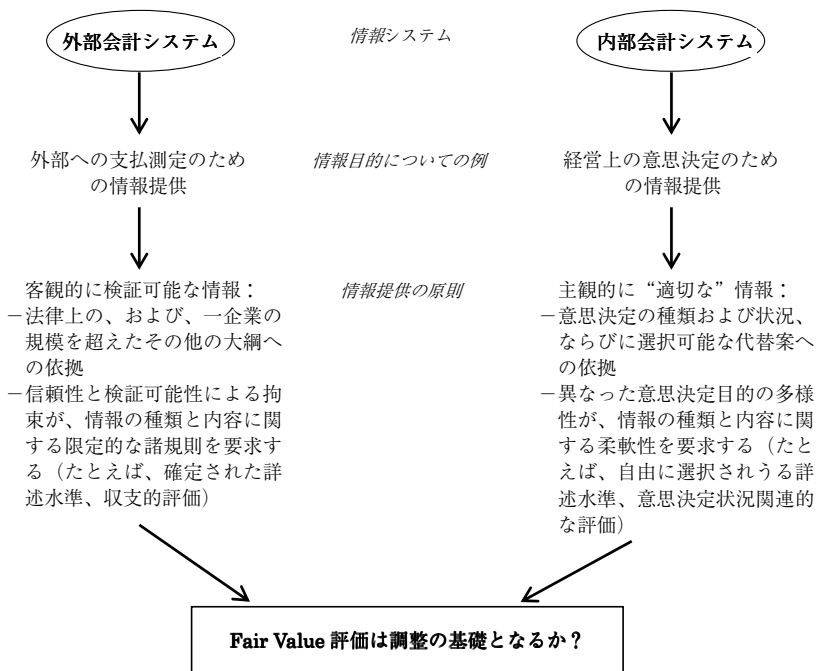
しかし、このような「意思決定」概念の制度性は、個別具体的な会計上の項目とは関わりなく、一般的な事項として描出しようのものにすぎない。すなわち、より具体的で現代的な会計上の項目に関わって、「意思決定」概念が会計制度上どのような様相を呈するのか、ということは明らかになっていない。「意思決定」概念の現代における制度性をより明確に認識するには、具体的な会計上の項目との関わりを見る必要があると考える。そこで、当該概念の制度性をより明確にするために、前述のとおり、「付すべき時価」という具体的項目を取り上げて検討を加えることにしたい。

(2) 各会計システムの情報提供目的と付すべき時価 (Fair Value)

前述のように、一般的な意味においては、内部会計システムと外部会計システムとの調整が進むことによって、利点が得られるものと考えられている。Troßmann / Baumeister によれば、このように考えられているのは、両会計システムが同じ経営上の「財のプロセス」(Güterprozesse) を模写するために、それが調整の潜在的可能性を示す理由とみなされているからであるという¹⁵⁾。

しかしながら、伝統的には両会計システムは相違するものと考えられており、その原因は両者の目的設定の相違にあるという。すなわち、ドイツにおける外部会計報告のための商法典の枠組みは伝統的に「支払測定機能¹⁶⁾」(Zahlungsbemessungsfunktion) から形成されたものであるが、その情報は企業内部の利用者にとっての「意思決定目的」とは異なっていたということである。このような目的の相違は、情報の性質の相違にも結びつくものと考えられている。具体的には、外部会計システムでは、支払測定という目的のために、情報の客観性と検証可能性が要求されるという。しかしその一方で、内部会計システムでは、経営上の意思決定に利用するために、主観的に適切な情報が不可欠であるとされる。そしてこのような相違から、企業内部において情報を利用する場合には — 外部への情報提供と比べて —、意思決定の状況に適合させる形で情報把握の範囲が限定され、かつ個別ケースの数に応じて情報内容が多様化し、また、代替案の比較をするうえで必要な範囲に情報量が絞り込まれることになるというのである(このような伝統的枠組みにおける内部会計システムと外部会計システムとの相違を図示したものが図1¹⁷⁾である)。そして、伝統的にはこのような相違が存在すると考えられている以上、現代のドイツにおいて両会計システム間での調整がどのような範囲で行われるかということは、各会計システムの目的がどの程度収斂するのかということに依存するというのである¹⁸⁾。

図1 伝統的な枠組みにおける外部会計システムと内部会計システムとの関係



そこで、彼らは情報提供目的の収斂に関して検討を加えている。その検討にあたって中心となる事柄は、企業外部への情報提供に関して、国際的には、「意思決定有用性」およびその下部概念としての「意思決定適合性」と「信頼性」が強調されているということである。このような状況をもって、内部会計システムと外部会計システムとの情報提供目的の一致が進んでいるように受け取れることもできるという。ただし、そのような一致は「単に表面的なもの」であるということ、彼らは指摘する。換言すれば、「意思決定」という概念・用語の共通利用によって両会計システムは結びついているように見えるが、一般的には、外部の資本提供者と内部の経営者とは詳細な部分において異なる情報内容を要求するものと、考えられるというのである。

たとえば、企業外部の投資家は一般的な投資意思決定のための情報を要求する一方で、企業内部の経営管理者は製品関連の意思決定のように部分的な計画に関する情報を要求するということである。したがって、調整に関する検討に際しては、単に情報目的の一致のみを見ればよいのではなく、より具体的な項目に関わって詳細な検討が必要であると考えられている。すなわち、図1に示されているように「Fair Value (=付すべき時価)による評価」という具体的な情報の内容に関わって、情報提供の原則がどの程度共有化されるのかということに検討が加えられるのである¹⁹⁾。

ただし、彼らのその検討に関しては注意点がある。すなわち、彼らが問題にしているのは「部分的調整」の可能性だということである。「完全な調整」が可能になると考えられるのは、「客観的に検証可能な情報」と、経営管理者にとって意思決定上「主観的に適切な情報」とが可能な限り結びつく場合とされている。しかし、付すべき時価による評価には情報利用目的にあわせた高度な意思決定指向性が認識されるものの、実質的にはそのような指向性によって「信頼性と検証可能性の低下」を伴うことになるという。そのため、付すべき時価を通じた「完全な調整」は一般的に疑わしいものになるというのである。そこで、付すべき時価による評価を通じた調整を考える場合の中心的課題は、「部分的調整」の可能性を検証することだとされる。とりわけ、内部会計システムにおいても「文書化目的」(Dokumentationszweck)が優先される範囲において、そのような調整の可能性を検討することになるというのである²⁰⁾。

以上のように、付すべき時価による評価を通じた内部会計システムと外部会計システムとの調整に関する検討は、「部分的調整」に焦点が絞られることになる。その際、付すべき時価による評価が「信頼性と検証可能性の低下」という制度的な問題を生じることが、その理由として挙げられている。このことから、「付すべき時価」という具体的項目に関わる「会計システム間調整」をめぐる「意思決定」概念の制度性の考察に際しては、そのような制度的問題に注意を払ったうえで行う必要性を看取できるのである。

(3) 会計システム間の調整にかかわる付すべき時価（Fair Value）

前述のように、会計システム間の調整は「部分的調整」に焦点が絞られたが、その調整に関わる「付すべき時価」についても、その範囲が絞られることになる。具体的には、以下に述べるように、第三段階の「一般に認められた評価モデル及び評価方法」を用いた評価に範囲を限定する形で、システム間調整に関わる議論が展開されることになる。

まず、付すべき時価による評価の中でも「市場価格」に関しては、それを内部会計システム上で利用する場合、財の最適配分という目的で用いることがあるという。このことは、経営上の責任単位が市場での財の調達ないしは販売を行うに当たり、有利な価格を選択するということを意味する。その際、企業内部的には、最適な意思決定をするために、常に調達付随費用ないしは販売付随費用を含めて検討することになるという。しかし、外部会計システムではそれらの費用についての取り扱いが、一貫したものではないとされる。たとえば、IAS / IFRS の規定に従えば、資産を市場で売却する際に手数料や税は考慮するものの輸送費は除外すること²¹⁾などを挙げることができるという。この例のように、外部会計システムにおいては付随費用の評価が一定ではなく、それゆえ、それらの取り扱いを企業内部的な意味で意思決定適格的に規定しているとは考えられないというのである²²⁾。

つぎに、物的な資産に関する市場価値指向的な再評価について検討が加えられている。たとえば、IAS / IFRS によれば、企業が利用している特殊な工業用の技術的設備や備品に関しては売買されることがほとんどないために、再調達原価を使用して評価することが認められているという²³⁾。この評価は実際の収支に基づく評価という枠組を超えることになるが、企業の実体維持が考慮されることになるという。しかしながら、その一方で、企業内部における意思決定の視点からすると、この評価には疑念の余地があるとも指摘されている²⁴⁾。

さらに、「評価モデルおよび評価方法」を利用した付すべき時価の算定について、特に割引キャッシュフローを利用するケースについて考察がなされ

ている。この割引キャッシュフローの値は、「市場価格の見積額」とみなされており、意思決定指向的な内部会計システムでの利用に応じるものであるという。このとき、内部会計システムでの数値が外部会計システムの数値と一致するか否かということは、そのモデルへ投入する値に依存することであるとされる。しかし、内部・外部のいずれにおける評価に際しても、それは経営者によって承認された財務計画から生じた収支計画に基づいてなされるのであり、それゆえに、内部会計システムの情報に基づいて算定されるものであるという。このことから、内部会計システムと外部会計システムとの調整の基礎としては、特に原価計算上の投資計算に強力に結びつくような、キャッシュフローへの指向性が認められるというのである。したがって、付すべき時価の算定に関しては、割引キャッシュフローの利用 — それに基づく使用価値の確定を含めて — に、最大の調整可能性が潜んでいるというのである²⁵⁾。

このように、会計システム間の部分的調整における中心的評価方法として第三段階での評価が取り上げられ、とりわけ「見積り」を要する「割引キャッシュフロー」を用いるケースに議論が絞られているのである。「意思決定」概念を軸とした「会計システム間調整」は、「付すべき時価」における「割引キャッシュフロー」という具体的項目に関わる制度的問題として浮かび上がることを、確認できるのである。しかも、そのような「割引キャッシュフロー」は、内部・外部のいずれの評価においても「内部会計システムの情報に基づいて」確定されるものと指摘されている。したがって、ここでの「会計システム間調整」は、主として「内部から外部へ」という流れが対象となっていることを確認できる。これらのことを踏まえつつ、その制度上の問題についての具体的な内容は、次節で詳述することにした。

(4) 割引キャッシュフローに関わる問題点とシステム間調整の困難性

「付すべき時価」による評価における割引キャッシュフローの利用に検討を加えるにあたり、Troßmann / Baumeister はつぎのような問題点を挙げ

ている。すなわち、その評価が「将来キャッシュフロー」という見積値を考慮するものであるために、企業外部へ報告する会計数値の「客観性」が欠如することがあるということである。その一方、企業内部の経営管理者に対して意思決定の基礎を提供するうえでは、このような客観性の欠如は特に問題がないとされる。また、企業外部向けの「付すべき時価」の値は、場合によっては、企業内部の意思決定上重要な要因を排除しているという問題点も指摘されている。たとえば、資産のポートフォリオによる分散効果あるいはシナジー効果は意思決定上重要であるが、企業外部向けの会計情報として、それらの効果を金額で評価することはないということが挙げられている。そのため、経営上の内部的な意思決定のためには、それに応じた情報が必要になるという。言い換えれば、内部会計システムと外部会計システムでは、同じように将来キャッシュフローを用いて評価を行うとしても、それが見積りであるがゆえに、利用目的に応じて具体的な評価には相違が生じることになるというのである²⁶⁾。

さらに、将来キャッシュフローの見積りとならんで、「計算利率」に関しても見積りを要するという問題点が指摘されている。それにあたり、利率確定の基礎は、意思決定理論上、合理的な財務上の選択にあるということが確認されている。すなわち、どのような財務項目を有し、そのことからどのような投資利率ないしは借入利率がもたらされるのかということに、利率確定が依存するというのである。ここで、企業内部における意思決定指向的会計においては、ある投資案から追加的に生じる財務項目のみが利率の確定に利用されることになるという。しかしその一方で、企業外部に対する報告を行う場合、そのような追加的部分のみの利率を考慮することは補助的な情報として用いられるにすぎないという。ここで、外部向けの「付すべき時価」による評価においては、評価対象項目に類似した項目の市場利率を用いることになるという。しかしこのような市場利率は、それが各企業の実際の財務状態から生じた利率とは異なることが多く、経営上の意思決定には利用できないという問題が生じると指摘されている。また、そのような市場指向的な利

率の確定によれば、その評価時点において入手可能な単一の市場利率で、数期間にわたるキャッシュフローを割引くことになり、企業内部における長期的な意思決定に適合的であるとはいえないというのである。このように、計算利率に関して見ても、外部会計システムにおける「付すべき時価」での評価に基づく情報が、ただちに企業内部においても意思決定適合的であるとは考えられない、との問題点が指摘されているのである²⁷⁾。

これらの問題点を踏まえて、Troßmann / Baumeister は、「付すべき時価」が有する「会計システム間の調整」の可能性に関してつぎのような結論を示している。すなわち、「付すべき時価」という具体的項目の調整能力に関しては「混合した像」(ein gemischtes Bild) が浮かび上がるというのである。ここでいう「混合した像」とは、「意思決定適合性」という原則が内部会計システムと外部会計システムの部分的調整の一般的な可能性を示している反面、「付すべき時価」という具体的内容に関して見る限り、必ずしも「会計システム間の調整」が進んでいるとはいえないことを意味している。まず、「付すべき時価」に基づく外部会計システム上の情報は、「意思決定適合性」の原則を強調するものであると同時に、部分的には「信頼性」を有するものと認めることができるという。しかしながら、この適合性の原則は、企業内部の典型的な意思決定状況に焦点を当てたものではないとされる。したがって、企業内部の意思決定における情報要求は、完全には満たされないという。また一方で、内部の意思決定においても、「意思決定適合性」は重視されているという。ただし、内部においては、情報を必要な範囲へと限定することが行われているという。そのように情報を限定的なものへと絞り込むことになるため、外部会計システムにおいて情報の「信頼性」を根拠づける「完全な情報提供」という要求は満たされないことになるというのである。このように「混合した像」が浮かび上がるということからして、「付すべき時価」に基づいた企業外部向けの情報が企業内部での制御と統制目的に適うということではなく、その評価概念が内部会計システムと外部会計システムを調整する能力を有することは疑わしいものになると指摘される。したがって、「付

すべき時価」による評価は、「会計システム間の調整」に関する決定的な突破口にはならないというのである²⁸⁾。

以上のように指摘された問題点と彼らの結論については、以下の点に注意を要する。すなわち、第一に、「付すべき時価」に含まれる「見積り」という要因に基づいて、会計報告上の「客観性が欠如する」という制度的問題点の指摘がなされていることである。第二に、やはり「見積り」を原因として、内部会計システムと外部会計システムのそれぞれにおいて具体的に用いられる数値が相違する可能性が示されていることである。しかも、そうした利用数値の相違可能性は、両会計システムが「意思決定適合性」を重視しているとしても生じるものと考えられているのである。言い換えれば、「意思決定」概念のみでは、両会計システムの結びつきを論理づけることの困難性が示されているのである。そのような意味で、付すべき時価が会計システム間調整の突破口にはならないとされている。そして第三に、「付すべき時価」という具体的項目に関しては、そのような会計システム間調整に対する否定的見解が示されているにもかかわらず、その一方で「混合した像」という言葉に集約されるように、一般的な意味での調整可能性が否定されていないという点に、注意が必要である。

これら各注意点からは、つぎのような疑問が生じる。すなわち、何故彼らは、「客観性の欠如」という問題を抱えた「付すべき時価」による「会計システム間調整」の困難性を指摘しつつも、「意思決定」概念を通じた一般的な意味での調整可能性を認めているのか、という疑問である。そしてこの疑問は同時に、何故「付すべき時価」を取り上げて「意思決定」概念と関連づけながら「会計システム間調整」の問題を論じたのか、ということも問うことになる。このような疑問について考察するためには、彼らの論理を整理する必要がある。そして、この疑問に対する一定の見解を明らかにすることによって、現代ドイツ会計制度における「意思決定」概念の制度性を示すことができると思う。その具体的な考察を行うことで、本稿を締めくくりにしよう。

V おわりに

—現代ドイツ会計における「意思決定」概念の制度性—

これまでの考察から明らかになった Troßmann / Baumeister の所説における疑問点についての検討は、彼らの論理を整理することによって可能となる。その際、より明確な検討のためには、従来の「意思決定」概念が有していた制度性を再度確認することから始めたい。というのも、そのような従来の在り方との比較によって、「意思決定」概念の現代的な制度性がより明確化されると考えるからである。本稿の冒頭で明らかにしているように、1980年代のドイツにおいて明らかになった「意思決定」概念の制度性は、つぎのようなものであった。すなわち、外部会計報告の利用者にとってはその報告に内部会計データが利用されることによって「意思決定」への「有用性」が向上するという論理をもって、外部会計情報の合理化が図られていたのであり、その点に「意思決定」概念の制度性を読み取ることができたのである。このような在り方においては、そのような「意思決定」への「有用性」という論理をもって、会計情報の社会的合意形成を図ることが可能だったのである。そしてこの論理においては、内部会計システムにおける情報と外部会計システムにおける情報との間の関連性は、その論理の基礎的前提となっているのである。

ところが、「付すべき時価」に関していえば、そのような関連性を想定することが困難な状態にあることが明らかにされている。この点につき、Troßmann / Baumeister の所説においては、付すべき時価が会計システム間調整の突破口にはならないと表現されていた。そのことと関連して、内部的にも外部的にも「客観性が欠如」した情報であるという問題が指摘されていた。またそれと同時に、将来キャッシュフローと計算利率は見積られるものであるがゆえに、内部会計システムと外部会計システムの目的の相違を反映して、具体的な評価が異なることも示されていた。これらのことから、以下のことがいえる。「付すべき時価」が純粋に計算モデルによって確定され

る場合には、内部会計情報の「客観性の欠如」の程度は高くなる。そのように「客観性」のない情報、別言すれば「信頼性と検証可能性の低下」した情報であれば、たとえ内部会計報告上の評価を外部会計報告にそのままの形で利用できたとしても、その会計情報に関する社会的な合意形成は困難となる。そればかりか、「付すべき時価」による評価に関しては、その具体的評価の相違ゆえに、内部会計報告上の数値を外部会計報告にそのまま利用することはできない。それらの問題を抱える以上、従来のような「意思決定」概念の制度的利用——学説を通じた論理的な繋ぎ——のみをもって、「付すべき時価」による評価を合理化することはできないといえるのである。

とはいえ、「付すべき時価」が法律に規定された制度的な評価概念として存在している以上、その社会的合意形成ないしは合理化は不可避である。その際、国際的にも要求されている「意思決定」への「有用性」という論理的枠組を持ち出すことは、一つの方策である。ここで、つぎの点に注意が必要である。すなわち、調整の困難性が指摘される一方で、両会計システムにおける評価のための基礎的な情報それ自体は「内部会計システム」に基づくものであるという指摘が、Troßmann / Baumeisterによってなされている点である。言い換えれば、具体的に表出する会計数値が異なっても、その背後にある基礎的情報は「内部会計システム」に基づいているということになる。それゆえ、内部と外部とで全く同じ情報を報告するような「突破口」にはならないとしても、内部会計システムと外部会計システムの繋がりは断たれているわけではない。言い換えれば、現代においても依然として、内部会計データを外部会計の報告に利用するということが問題となっているのである。この繋がりを構成するために、「意思決定」概念は制度的に利用されているのである。ただし、うえで指摘したように、従来のような在り方では「付すべき時価」の合理化は困難である。とりわけ、「具体的評価が異なったとしても基礎的情報は同一である」という論理では補完できない、「客観性の欠如」という問題が壁になる。そこで、内部会計システム上のデータを外部会計システムにおける報告でも——そのままの形ではないにしろ

— 利用するという論理的枠組を利用しつつ合意形成を図るためには、内部的な情報についての「客観性」を高めるための新たな枠組が必要となる。

そのような新たな枠組については、「会計システム間調整」による「利点」に関わって、Troßmann / Baumeister が指摘をしている。すなわち、法の遵守と決算監査による外部的統制を通じて、企業内部の指揮管理上の意思決定に関わるデータの基礎についての客観性が傾向的に高まるという指摘である。さらにここで、2004年に行われた一連の会計制度改革は、「付すべき時価」の規定を導入すると同時に、監査機能の強化を意図したものであったことが思い起こされる。このことから、「法」・「決算監査」といった制度的装置を通じて「付すべき時価」に関わる「検証」を行い、情報の「信頼性」を担保することで、その会計情報の「客観性」を向上させるという方策が、彼らの視野に入れられていたことを看取できる。言い換えれば、「付すべき時価」という「客観性の欠如」が問題とされる評価については、強化の図られた「決算監査」の枠組²⁹⁾に基づいて — そこには会計報告に関わる法令の遵守を判断することは含まれる — 、その問題へ対処する必要性があるということである。そのためにも、「会計システム間調整」の「利点」を獲得することが論理づけられる必要があり、彼らは「会計システム間調整」の一般的可能性を認めていたと考えられるのである。

以上の考察をまとめることにしよう。まず、「付すべき時価」は、従来の会計上の項目には見られないほどの「客観性の欠如」という問題を抱えている。したがって、従来のように「意思決定」への「有用性」という論理のみをもって、外部会計報告上の「付すべき時価」の評価を合理化することはできない。そのことを明らかにするために、内部会計システムと外部会計システムでの具体的評価の相違という事項が取り上げられ、「会計システム間調整」の困難性が論じられた。すなわち、内部会計システムと外部会計システムとを直接的に結びつけるという論理では、「付すべき時価」の合理化が困難であることが明らかになっているのである。しかしその一方で、外部会計報告上の「付すべき時価」による評価は、その算定のための基礎的情報を内

部会計システムに求めることになる。したがって、やはり両会計システムの繋がりを想定しなければならない。そのために、内部会計システムと外部会計システムとを直接的に結びつけるのではなく、その間に一つの制度装置が挿入されることになる。これが機能強化された「決算監査」である。この決算監査によって内部会計システムの情報の客観性を担保し、その情報が外部会計報告に利用されるという枠組みをもって、「付すべき時価」による評価は合理化されるのである。その際、「会計システム間調整」の一般的可能性は認められることになる。そして、その可能性を創出するものは、やはり「意思決定」概念なのである。

このことから、「付すべき時価」を取り上げて「意思決定」概念と関連づけながら「会計システム間調整」の問題が論じられた理由も明らかになる。すなわち、「付すべき時価」はその金額の大きさを決定する際に、内部会計システムの情報にその基礎をおかなければならないからである。そして、その金額を決定する際の「客観性の欠如」が問題となることを明らかにするためにも「会計システム間調整」の問題を論じる必要があり、さらには、「決算監査」に基づく外部的統制を通じた「情報の客観性」の担保が必然的な事柄であることを論証するためにも、「付すべき時価」・「意思決定」概念・「会計システム間調整」の関係性が取り上げたと考えられるのである。

こうして、現代ドイツ会計における「意思決定」概念の制度性が明らかになる。すなわち、従来と同様に内部会計システムと外部会計システムとの繋がりを論理的に構成することで会計数値の社会的合意形成に資するという役割を果たすものではあるが、ただし現代においては、「客観性の欠如」が問題となるような純粋に計算モデルによって金額が確定される項目に関しては、内部会計システムにまで及ぶ「決算監査」の介入を必要としているということである。このように、「意思決定」概念がその制度的な役割を果たすためには、論理的な次元に加えて決算監査という制度装置の次元を必要としている点に、その概念の現代的な制度性を見いだすことができるのである。

- 1) 鈴木義夫著、『意思決定会計論』,森山書店,1983.
- 2) ここでは紙幅の関係から、極めて概略的にその内容を記しているにすぎない。したがって、その詳しい内容に関しては、同上書を参照のこと。
- 3) 1998年施行の「企業領域における統制および透明性に関する法律」(Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich)に始まり、2004年に施行された「国際的会計諸基準導入と決算監査の質の確保に関する法律(略称:貸借対照表法改革法)」(Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzrechtsreformgesetz - BilReG))、「企業決算についての統制に関する法律(略称:貸借対照表統制法)」(Gesetz zur Kontrolle von Unternehmensabschlüssen (Bilanzkontrollgesetz - BilKoG))、ならびに「経済監査士法における決算監査人についての職業監督の進展に関する法律(略称:決算監査人監督法)」(Gesetz zur Fortentwicklung der Berufsaufsicht über Abschlussprüfer in der WPO (Abschlussprüferaufsichtsgesetz - APAG))へとつながる法律改正である。

「企業領域における統制および透明性に関する法律」の条文に関しては、つぎのサイトからダウンロードしたものを参照している。

<http://www.bmj.bund.de/download/gkontrag.doc> (24/9/1999にダウンロード)

「貸借対照表法改革法」に関しては、つぎのサイトからダウンロードしたものを参照している。

<http://www.bmj.bund.de/media/archive/807.pdf> (18/1/2005にダウンロード) また、その内容については、千葉修身稿、「ドイツ「貸借対照表法改革法」に関する基礎研究」、『明大商学論叢』,第88巻1号(2005年12月)に詳しい。

「貸借対照表統制法」に関しては、つぎのサイトからダウンロードしたものを参照している。

<http://www.bmj.bund.de/media/archive/815.pdf> (18/1/2005にダウンロード) また、その内容については、千葉修身稿、「ドイツ「貸借対照表統制法」に関する基礎研究」、『明大商学論叢』,第88巻2号(2006年1月)に詳しい。

「決算監査人監督法」に関しては、つぎのサイトからダウンロードしたものを参照している。

<http://www.apak-aoc.de/pdf/APAK-AOC-APAG.pdf> (15/5/2005にダウンロード) また、その内容については、千葉修身稿、「ドイツ「決算監査人監督法」に関する基礎研究」、『明大商学論叢』,第88巻3号(2006年3月)に詳しい。

- 4) そのような監査に関わる体制の変更、強化については、以下の文献を参照のこと。

千葉修身稿,「現代ドイツ会計制度研究の視座－「会計ガバナンス」の措定－」,『會計』,第168巻第3号,9月号,pp.33-48. および,拙著,『現代ドイツ管理会計制度論』,森山書店,2006.

なお,監査体制の強化は,上記の注3)で示した BilReG、BiKoG、APAG という三つの法が相互に関連することで,図られているものである。

5) 「貸借対照表法改革法」に関しては注記3)にあるように,つぎのサイトからダウンロードしたものを参照している。<http://www.bmj.bund.de/media/archive/807.pdf>

6) 本稿において, Fair-Value 指令は, つぎのサイトからダウンロードしたものを参照している。

http://europa.eu.int/eur-lex/pri/de/oj/dat/2001/l_283/l_28320011027de00280032.pdf (12/2/2005 にダウンロード)

7) この点に関しては,以下の文献に詳しい。Kajüter, Peter, Berichterstattung über Chancen und Risiken im Lagebericht, in: Betriebs-Berater(BB), 59.Jahrgang, Heft 8, 23.Februar 2004, S.427-433. また,千葉修身稿,「ドイツ「貸借対照表法改革法」に関する基礎研究」(前掲稿)を参照のこと。

8) 条文の訳に関しては, つぎの文献によるものである。千葉修身稿,「ドイツ「貸借対照表法改革法」に関する基礎研究」,前掲稿, pp.8, 10-11.

9) 従来の商法典に関しては,宮上一男・W.フレリックス監修,『現代ドイツ商法典〔第2版〕』,森山書店,1993.を参照のこと。

10) Troßmann, Ernst und Alexander Baumeister, Harmonisierung von internem und externem Rechnungswesen durch die Fair Value-Bewertung?, in: Bieg, Hartmut und Reinhard Heyd (Hrsg.), Fair Value, Verlag Vahlen, 2005, S.629-648. (特に US-GAAP および IAS/IFRS の規定に関しては, S.632-635.)

11) Ebd., S.632.

12) Ebd., S.629 ff.

13) Ebd., S.631.

14) Ebd., S.636.

15) Ebd., S.637.

16) ここでいう「支払測定機能」とは,株主への配当など,企業外部の第三者に対する支払額の基礎数値を測定する機能を指すものと考えられる。

17) Troßmann, Ernst und Alexander Baumeister, a.a.O., S.638.

18) Ebd., S.637.

19) Ebd., S.637-638.

- 20) Ebd., S.638-639.
- 21) IAS41.14.「販売時費用には、ブローカー及びディーラーに対する手数料、規制当局及び商品取引所による課金、並びに移転税や関税を含む。販売時費用には、資産を市場に運ぶために必要な輸送その他のコストは含まない。」(当該基準の訳は、『国際財務報告基準書(IFRSsTM) 2004』, レクシスネクシス・ジャパン株式会社, 2005, p. 1965. による)
- 22) Troßmann, Ernst und Alexander Baumeister, a.a.O., S.639-640.
- 23) IAS16.33.「有形固定資産項目が特殊な性質のものであって、継続事業の一部として売買されることを除いてめったに売買されないために、市場価値の証拠となるものがないときには、企業はインカム・アプローチ又は減価償却後の再調達原価アプローチを使用した公正価値を見積もる必要がある場合がある。」(当該基準の訳は、『国際財務報告基準書(IFRSsTM) 2004』, 前掲書, p. 860. による)
- 24) Troßmann, Ernst und Alexander Baumeister, a.a.O., S.640.
- 25) Ebd., S.640-641.
- 26) Ebd., S.643-644.
- 27) Ebd., S.645-646.
- 28) Ebd., S.646-647.
- 29) 千葉は、そのように強化の図られた監査にかかわる新たな枠組を、「会計ガバナンス」と呼んでいる。詳しくは注 4) に示した千葉修身稿、「現代ドイツ会計制度研究の視座－「会計ガバナンス」の措定－」を参照のこと。